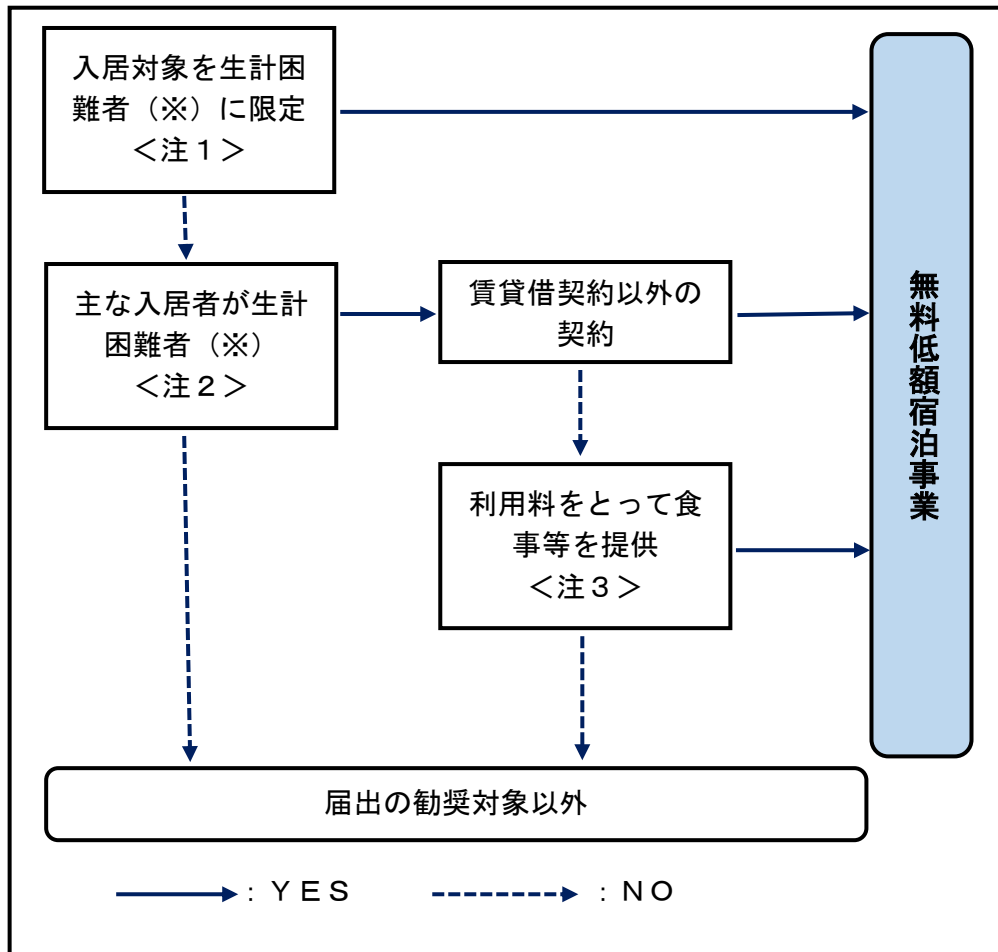


無料低額宿泊所の事業範囲



＜注１＞

- ・ 入居者に対して生活保護の申請を要求したり、手続きの補助を行う場合や、路上生活者に声かけ等を行っている場合を含む。

＜注２＞

- ・ 全入居者のうち生活保護受給者の割合が概ね５割以上を占める場合

※ 前年度の入居者の実態等に応じて判断

＜注３＞

- ・ 家賃・共益費以外に、利用料を受領して、サービス等を提供していること

（※）生計困難者

⇒生活保護法の対象となる者（困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者）のみならず、生活保護法による生活扶助、住宅扶助等の対象にならなくても、それに準ずる低収入であるために生計が困難である者も含まれる。